

---

平成 22 年 12 月 15 日（水曜日）

---

議 事 日 程 第 3 号

平成 22 年 12 月 15 日（水曜日）午前 10 時 00 分開議

---

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 188 号 大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第 189 号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第 190 号 大仙市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第 191 号 大仙市池田氏庭園保存整備審議会条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第 192 号 財団法人大仙市開発公社の事業の総合調整及び助成等に関する条例を廃止する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第 193 号 大仙市中沢工場団地条例を廃止する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第 194 号 行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第 195 号 大仙市特別養護老人ホーム設置条例を廃止する等の条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 10 議案第 196 号 大仙市土地開発公社の解散について（質疑・委員会付託）
- 第 11 議案第 197 号 高畑へき地保育所の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）
- 第 12 議案第 198 号 大仙市西仙北地域産物加工販売施設の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）

- 第 1 3 議案第 1 9 9 号 大仙市協和家畜排泄物処理施設の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 2 0 0 号 大仙市協和農業体験学習館の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 2 0 1 号 大仙市太田農産物処理加工施設の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 2 0 2 号 大仙市観光情報センターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 0 3 号 南外ふれあいパークの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 2 0 4 号 宇船農村公園の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 0 5 号 ねむのき駐車場等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 0 6 号 大仙市峰吉川基幹集落センターの指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 2 0 7 号 大仙市神岡神清水コミュニティセンターの指定管理者の指定  
について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 2 0 8 号 大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 2 0 9 号 協和スキー場等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 2 1 0 号 大仙市サン・スポーツランド協和等の指定管理者の指定につ  
いて  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 2 1 1 号 大仙市南外体育館等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 2 1 2 号 大仙市仙北健康広場等の指定管理者の指定について  
(質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 2 1 3 号 平成 2 2 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 0 号)  
(質疑・委員会付託)

- 第 28 議案第 214 号 平成 22 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）（質疑・委員会付託）
- 第 29 議案第 215 号 平成 22 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）（質疑・委員会付託）
- 第 30 議案第 216 号 平成 22 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 2 号）（質疑・委員会付託）
- 第 31 議案第 217 号 損害賠償の額を定めることについて（説明・質疑・委員会付託）
- 第 32 請願第 7 号 免税軽油制度の継続を求めることについて（委員会付託）
- 第 33 請願第 8 号 米価の大暴落に歯止めをかけることについて（委員会付託）
- 第 34 陳情第 22 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについて（委員会付託）
- 第 35 陳情第 23 号 雇用と生活をまもる施策強化を求めることについて（委員会付託）
- 第 36 陳情第 24 号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求めることについて（委員会付託）
- 第 37 陳情第 27 号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求めることについて（委員会付託）
- 第 38 陳情第 28 号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求めることについて（委員会付託）
- 第 39 陳情第 29 号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の採択を求めることについて（委員会付託）
- 第 40 政治倫理条例特別委員会の設置について
- 第 41 議会基本条例特別委員会の設置について
- 第 42 政治倫理条例特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 第 43 議会基本条例特別委員会委員長、副委員長の選任について

---

出席議員（27人）

1 番 大 野 忠 夫	2 番 佐 藤 文 子	3 番 後 藤 健
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千 恵 子

7番 茂木 隆	8番 小山 緑郎	9番 小松 栄治
10番 富岡 喜芳	11番 佐藤 清吉	13番 金谷 道男
14番 武田 隆	15番 渡邊 秀俊	17番
18番 佐藤 芳雄	19番 大山 利吉	20番 北村 稔
21番 高橋 幸晴	22番 本間 輝男	23番 橋本 五郎
24番 藤田 君雄	25番 橋村 誠	26番 佐藤 孝次
27番 千葉 健	28番 鎌田 正	29番 竹原 弘治
30番 児玉 裕一		

---

欠席議員（2人）

12番 石塚 柏	16番 高橋 敏英
----------	-----------

---

説明のため出席した者

市長 栗林 次美	副市長 久米 正雄
副市長 山王丸 愛子	教育長 三浦 憲一
代表監査委員 福原 堅悦	総務部長 老松 博行
企画部長 小松 辰巳	市民生活部長 元吉 峯夫
健康福祉部長 武藤 芳和	農林商工部長 藤原 薫
建設部長 田口 隆志	病院事務長 伊藤 和保
水道局長 藤田 良雄	教育次長 高橋 修司
教育次長 青谷 晃吉	総務課長 進藤 雅彦

---

議会事務局職員出席者

局長 佐々木 誠治	参事 竹内 徳幸
主幹 伊藤 雅裕	主査 菅原 直久
主事 中川 智晴	

---

午前10時00分 開議

○議長（児玉裕一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は12番石塚柏君、16番高橋敏英君であります。

---

○議長（児玉裕一君） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

---

○議長（児玉裕一君） 日程第1、本会議第2日に続き、一般質問を行います。

6番杉沢千恵子君。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 皆様、おはようございます。公明党の杉沢千恵子でございます。

師走を迎えまして何かと気ぜわしい今日この頃ですが、市長はじめ当局の皆様には、来年度の予算編成に向けた検討をされていることと存じます。

市政報告にもありましたが、長引く景気低迷は地方自治体の財政運営にも暗い影を色濃く落としております。皆様もさぞご苦勞されていることとお察し申し上げます。

しかしながら、手をこまねいてただじっとしているわけにはまいりません。市民生活を守る使命を担った市当局も私たち議会議員も、状況の悪いときほど一致団結し、英知を結集して、この難局を乗り越え、立ち向かっていきたいと思えます。「夜明け前が一番暗い」という言葉がありますが、たとえ今は暗くとも、温かくてまばゆい光が降り注ぐ夜明けが、近い将来必ずくることを信じて皆様とともに頑張っていきたいと思えますので、今後ともどうぞご指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。市当局のご答弁をよろしくお願い申し上げます。

はじめに、子宮頸がん等のワクチンの接種についてお伺いいたします。

今年11月26日、衆議院の議決優先の原則により、国の平成22年度補正予算が成立いたしました。総額4兆4,292億円に上る補正予算は、公共事業の前倒し額を合わせると5兆1,000億円規模の経済対策となるものであります。残念ながら円高不況にあえぐ日本経済に対する危機感のなさから、デフレ脱却と景気回復を成し遂げるといった目的からすると、どうしても迫力不足の感はいなめません。

しかしながら、医療対策費の中で疾病対策費として追加された1,200億円余りの予算の中で、疾病対策の推進を図るための基金を各都道府県が設置することとしておりますが、これに子宮頸がん等ワクチン接種に関する緊急促進臨時特例交付金という地方公共団体が接種事業を行うために必要な1,080億円が計上されました。これは公明

党がワクチンの早期承認を実現し、そしてワクチン接種の公費助成を粘り強く主張し続けた成果であると思っております。子宮頸がんは予防の方法が確立されている唯一のがんであり、細胞診とHPV、ヒトパピローマウイルス検査とを併用する精度の高い検診とワクチンの両者によって、その根絶が期待できるとされております。検診については、公明党の強力な推進により、昨年度の第1次補正予算で20歳から40歳までの女性を対象に5歳刻みの無料クーポン券を配布する施策が具体化され、昨年度の子宮頸がんの検診率は20代で前年の4倍以上、それ以外でも2倍以上にアップしたことが医療関係者らによる子宮頸がん制圧を目指す専門家会議の調査で明らかになりました。そして今回の補正予算では、国費による公費負担が実現することになりましたので、検診とワクチンの両輪の公費負担制度が用意されたということが言えると思います。

当市で去る11月6日に開催された「医療と健康を考える集い」において、産婦人科医師の田口圭樹先生が、子宮頸がん対策の推進について心強いご講演をしてくださいました。市長は先日の市政報告においてこの問題に触れられ、来年度に助成制度を創設する方向でご検討されていると伺いましたが、確認の意味も含め、何点かについてご質問させていただきたいと思っております。

1つは、大仙市も子宮頸がんゼロを目指して全額助成制度を創設し、今後積極的に取り組んでいくべきと考えますが、市当局の具体的な計画の内容をお知らせ願えればと思います。

2つ目は、大仙市の子宮頸がん検診の受診率アップへの具体的な取り組みの計画がありましたらお聞かせいただきたいと存じます。

3つ目は、子宮頸がんワクチンや検診の大切さを次世代に伝えていくために、家庭や学校、社会での啓発をどう進めていかれるのかをお知らせください。

4つ目、ヒブ（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）ワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種への具体的な取り組みについてお聞かせいただきたいと存じます。

次に、市営住宅について、大きく2つのことについて質問させていただきます。

まず1つ目は、市営住宅の申し込み資格と入居のための手続きについてです。

大仙市の高齢化率は平成22年度で約31%、平成32年には約39%となることが推計されております。高齢者の中には、子供たちが地元に戻らずにひとり暮らしを余儀なくされている方々があり、その方々の多くは住み慣れた地元で一生を全うしたいと望んでおります。しかし、離れて暮らす子供たちはもちろん、本人も一軒家での暮らし

に不安を感じ、最近では市営住宅に入居したいがという相談を多く受けるようになりました。近くに住む兄弟も当然高齢なため、保証人の要件は満たせません。また、親戚もいないなど、申し込みをしても入居要件を満たせずあきらめざるを得ないでいるのが現状です。

そこでお聞きいたしますが、私はこのような現状を見聞きするにつけ、当市の市営住宅の入居要件が昨今の市内の諸事情にマッチしていないような気がしてなりません。要件の設定には様々な理由があるとは思いますが、もう少し今の現実合うような形にもっていけないものかと思えます。例えば連帯保証人は市内在住者でなくてもよいとか、必ずしも連帯保証人が必要ではない特例として、本人の財産や持ち家を担保とする場合を認めるなど、個々の事情に配慮した要件緩和や特例措置等を定めていただけないものかと思うのですが、いかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

また、提出書類についても、相当の理由がある場合には担当職員が状況把握も兼ねて手続きを代行するという市民サービスができないものかお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

2つ目の質問は、市営住宅の今後の見通しについてです。

大仙市には市営住宅が7地域で532戸ありますが、たまに広報に若干の募集があるだけで、なかなか空かないのが現状です。また、建築年度が昭和48年度の住宅や昭和50年代の平屋木造建ての住宅もあり、衛生面に問題があるばかりでなく、耐震・耐火上においても危険ではないかと思われる住宅が存在します。現場を拝見させていただいて、市職員の方の気配り、対応等も伺いましたが、建物自体が限界にきているのではないかと感じました。このような住宅に住む方々には、危険回避のためにも他の市営住宅に優先的に移っていただくことが必要ではないかと思えますし、これから入居したいという方が募集に応募しましても、旧大曲市内ですと最低3回はチャレンジしないと入居できないというような現実を考えると、まだまだ市営住宅のニーズはなくならないと思います。今後の市営住宅整備の計画がありましたらお聞かせ願いたいと存じます。

最後に、人権というくくりの中から2つの問題について質問をさせていただきたいと存じます。

1つ目の質問は、DV、ドメスティックバイオレンスの現状と取り組みについてであります。

女性に対する暴力は、身近にある重大な人権侵害であり、決して許されるものではあ

りません。配偶者からの暴力や性暴力によって非常に痛ましい事件に発展する事例も生じております。

そこで質問いたしますが、大仙市において、1つ、ここ数年のDVの実態、DVの相談件数がどれぐらいになるのかお聞かせいただきたいと思います。もし地元集計で事情がございましたら、県の集計でもよろしいですので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

2つ目は、DVの相談業務は専門的な知識を必要とし、危険も伴います。そして、ストレスのかかる業務であります。DV被害者に関する相談員等の研修など、市としての取り組みの現状と市独自の今後の基本計画等がありましたら、その内容についてお知らせください。

3つ目は、虐待の連鎖も含めて、若者のデートDVの相談が増えてきました。学校の授業の中で学ぶ機会をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。教育長のお考えを承りたいと存じます。

2つ目の質問は、性同一性障がいについてです。

平成12年12月に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行されてから満10年を迎え、学校、地域、家庭、職場等で人権尊重の理解は大きく進みました。

しかしながら、まだ残る人権に対する課題としては、女性、子供、高齢者、障がい者、同和関係者、外国人、アイヌの人々、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害などがありますが、さらにこれらの類型に該当しない人権問題として、性同一性障がいがあります。これらの課題・問題は、それぞれ特有の性質や性格が内在しており、今後一つ一つ原因を究明し解決策を詰めていく必要があると思います。

さて、今回は性同一性障がいを抱える人に関する質問をさせていただきたいと存じます。

今年の春、私は性同一性障がいに悩む20歳の方から深刻な相談を受けました。生まれたときは女の子として届けられたこの方は、自分自身は男だとはっきり主張できず、高校を卒業するまでは我慢して何とか女性として学校生活を送ってきました。しかし、専門医を訪ね決心がついたので、希望どおり男性として生きていきたいという相談でありました。その方は専門医の治療を受けながら、服装などの外見は既に男性となっておりますが、日常的にもトイレに不便を感じ、海や温泉のレジャーも不可能な状況です。

アルバイトをしている市内の職場で彼の状態を理解してもらうのは難しいですし、乳房の切除など課題は山ほど待っております。

性同一性障がいの方は、統計的に男性は3万人に1人、女性は10万人に1人はいると推測されておりますが、人口9万4,000人の大仙市でも2、3人ぐらいはいるということになります。性同一性障がいの方の治療、いわゆる性転換手術と言われる性別適合手術ができるのは、我が国では埼玉医大と岡山大学の2カ所です。彼は治療を受けながら本人が望む方の性で生きていくことを決めておりますが、困ることの一つに役所の公文書があります。様々な書類に記入しようとする、名前と同時に性別の記入が当然のように求められます。私たちの社会では、人間の基礎的な情報として大した意味もなく無意識のうちに答えておりますが、性同一性障がいの方、性別適合手術により既に生まれたときとは異なる性になった人にとっては、厳しい拷問のようなプライバシーの侵害となります。

そこで質問させていただきますが、性同一性障がいの方の人権を守るためにも、大仙市発行の公文書の男女別の記載を可能な限り省略する検討をしていただきたいと思っておりますが、この問題に対する考え方も含めご所見をお伺いしたいと存じます。

また、教育や人権にかかわる専門的な地位にある教員、カウンセラー、人権擁護委員、市役所職員、保健師などには、この際、性同一性障がいを含め同性愛者や両性愛の方などのセクシャルマイノリティについての理解を深めていただくため、是非研修する機会を設けていただきたいと思っておりますが、これについてのご所見もあわせてお伺いいたします。

さらに、学校における性教育の授業でも性同一性障がいについて学ぶ機会を持っていただきたいと思うのですが、教育長のご見解もお聞かせ願えたらと思っております。

以上で通告による壇上での質問を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（児玉裕一君） 6番杉沢千恵子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢千恵子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、子宮頸がん予防ワクチンの接種についてであります。市では市民保健の観点から、医師会の協力を得ながら子宮頸がん予防ワクチンをはじめヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3予防ワクチンの接種を23年4月から実施する予定であります。このため、実施に際しての様々な諸準備を行いながら体制を整え、必要な

調査等の経費をこの1月の補正予算で対応してまいりたいと考えております。

また、予防ワクチン接種費用につきましては、総事業費の90%が補助対象額とされ、うち2分の1を国庫補助、2分の1を市町村補助としております。残り10%が自己負担とされておりますが、市では接種の普及と子育て支援の観点から個人負担は徴収せず、県の補助制度を活用して全額助成し、接種率100%を目指してまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がん検診の受診率アップへの取り組みにつきましては、現在20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診の案内を配布し、集団検診で実施しており、大仙市内の地域どこでも受診できる体制になっております。

また、国の補助事業により20歳から40歳までの女性を対象に、5歳刻みで無料クーポン券を配布するとともに、地域の健康推進員・市の広報を活用し、集団検診時、または医療機関のどちらでも受診できることを啓発して受診率の向上に努めておりますが、平成21年度ではまだ17.3%と低い受診率となっております。今後、受診率向上に向け具体的な対策を講じてまいりたいと思っております。

また、中学生の保護者を対象とした子宮頸がん予防ワクチンの説明会や乳幼児健診、特に2歳6カ月児や3歳児などの健診時にも、保護者に検診の重要性を理解していただき、受診を促しております。

また、大曲仙北医師会の協力をいただき、子宮頸がんにかかわる講演会等を通じて受診に関する市民の意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチン接種や検診の大切さの啓発につきましては、子宮頸がん予防ワクチンの接種を平成23年4月より市内の中学1年生から高校1年生を対象に実施予定でありますので、対象となります市内小・中学校長をはじめ養護教諭の方々を対象に、予防接種に関する理解をいただくため、本日、子宮頸がんワクチン予防接種研修会を開催し、大曲仙北医師会の協力により田口医院田口圭樹先生から講演していただくとともに、市のワクチン接種の実施内容について説明することになっております。

また、生徒及び保護者に対しましては、教育委員会と連絡を密にし、PTA総会や学校行事の集会を利用し、市保健師等により学校ごとの説明会を開催してまいりたいと思っております。

さらに、家庭や市民への啓発については、市の広報をはじめ市ホームページへの掲載や母子手帳交付、乳児健診時に啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン接種の取り組みにつきましては、先程申し上げましたように、市民保健の観点から生後2カ月から4歳までの児童を対象に、平成23年4月から市内医療機関で個別接種として実施したいと考えており、今後、子宮頸がんワクチン接種同様、市広報や各種機会を捉えて啓発してまいりたいと考えております。

なお、自己負担分につきましても子宮頸がん予防ワクチンと同様に、国・県補助のほかは市で全額助成する方向で23年度当初予算の現在編成に入っておりますので、この中で検討してまいりたいと思っております。

質問の第2点、市営住宅に関する質問につきましては建設部長から、質問の第3点、人権に関する質問につきましては山王丸副市長から答弁させていただきます。

○議長（児玉裕一君） 次に、山王丸副市長。

○副市長（山王丸愛子君） 質問の第3点は、人権についてであります。この質問の中には教育長からの答弁を求めるものがありましたけれども、全体に関連する事柄でありますので、私からまとめてお答えさせていただきます。

はじめに、DVの現状と取り組みについてであります。実態につきましては平成18年に実施いたしました大仙市男女共同参画に関する市民意識調査の中で、DVの体験について等の調査をいたしましたところ、「暴力をふるわれたことがある」との回答が全体の5%、「暴力をふるったことがある」との回答が1.4%となっており、そのうちの2.3%の方が「命の危険を感じるくらいの暴力であった」というふうに回答いたしております。

この意識調査は、来年度、再調査の年に当たりますことから、DVに関する項目を充実させ、実態把握に努めたいと考えているところであります。

また、DVに関する相談につきましては、非常にプライベートな事案でありますことから、地元の相談機関よりも他の区域の相談機関に相談するケースが多い現状にあります。県内では6カ所にDV相談支援センターがありますけれども、当該センターにおける相談件数は、平成19年度には1,247件、20年度には1,323件、21年度になりまして1,324件と、年々増加の傾向にあります。

次に、市としての取り組みの現状と今後の基本計画でありますけれども、市の単独事業の一つとしてDV被害者等支援金制度を導入いたしまして、被害者等の一時的保護、または避難のための費用の一部を支援することにより、被害者等の安全を確保し自立の

支援に努めております。

また、DV防止活動を行う団体であります「大仙市DV防止連絡会」に交付金を交付いたしまして、防止啓発に関する様々な活動や支援体制を充実させるための会員研修を行っていただくなど、大仙市DV防止連絡会等の団体と協働しながら防止活動に努めているところであります。

今後は、さらに相談員や民生委員、関係職員など被害者にかかわるあらゆる分野の人々を対象とした相談研修会を開催するなど、広く人材を育成することにより支援体制の強化を図りますとともに、それらの人材を活用しながら「大仙市DV防止基本計画」の平成23年度の策定に向けて準備に取りかかりたいと考えております。

DVは犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、直接暴力を受けた本人だけでなく、その家庭の子供や親族も被害者となります。今後とも多くの関係機関や民間支援団体等の理解と協力を得ながら、暴力を許さない社会の形成に努めてまいりたいと存じます。

次に、虐待の連鎖やデートDVについてであります。これにつきましては人権教育の観点からお答えいたします。

これらに特化した指導内容はありませんけれども、大仙市内の全小・中学校におきまして、性に関する指導の年間計画を作成の上、「生命の尊重」や「男女交際のあり方」などに関連して学習の機会を持っているところであります。

例えば、虐待に関しましては、技術・家庭科の「幼児保育」の学習が、また、DVに関しましては道徳や特別活動の「異性理解」や体育科保健分野の「欲求やストレスへの対応」、また、社会科の「人権と共生社会」などの学習がそれに当たります。

しかし、虐待やDVにつきましては、実生活の中の身近な問題でもありますので、今後、県で作成している男女共同参画副読本「みんなイキイキ」を活用したり、臨床心理士や養護教諭と連携したりして、教科や領域の学習でも触れることによって自己有用感や男女共同参画社会の形成に関する意識を高める必要があるというふうに考えております。特に発達段階から見て、中学校では県の「性教育講座」など望ましい男女交際のあり方などの専門医からの講話などを授業に取り入れたり、PTAとの連携を図ったりすることも有効であるというふうに考えております。

また、この問題は生徒指導上の諸問題とかかわりを持つことでもありますので、今後、暴力行為の否定や感情の自己コントロールなどについても、予防教育として啓発してい

くことも大切であるというふうに考えているところであります。

次に、性同一性障がいについてでありますけれども、住民基本台帳法などの法令によりまして記載が求められる公文書におきましては、市独自に省略することはかないませんが、市が定める申請書様式などの公文書におきましては、性同一性障がいをはじめとするプライバシーに配慮して、必要以上の個人情報の収集を行わないよう、特に必要と認めるものを除き、男女の記載は求めないようにしております。

しかしながら、中には不要と思われる男女の記載を求めるものも見受けられることから、このような公文書につきましては、その必要性を精査した上で様式から削除などしてまいりたいというふうに存じております。

次に、この問題につきましては、人権尊重の立場から市職員の理解を深めるよう、より一層これから努めてまいりたいと考えております。

次に、性同一性障がいにつきまして、学校の教育の中で学ぶ機会を設けることについてでありますけれども、児童生徒が抱える問題について平成22年4月、文部科学省から、学校において適切に対応できるようにとの通知を受けているところであります。このことにつきましては、DVの問題と同様に、今のところ県内で特化した実践がないのが実情でありますけれども、今後、県の性教育講座の活用なども含め、性に関する指導の中で個人の尊厳と本質的平等など、人権と共生社会のあり方などについても考えを深められるような学習を進める必要があるというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉裕一君） 次に、田口建設部長。

○建設部長（田口隆志君） 質問の第2点は、市営住宅についてであります。

はじめに、市営住宅の申し込み資格と入居のための手続きについてであります。

市営住宅の入居資格は市営住宅条例に基づきますが、その根拠は公営住宅法によります。公営住宅法では入居者の資格として、「現に住宅に困窮していることが明らかな者であること」と規定されております。したがって、持ち家のある方は入居申し込み資格に欠けることとなります。

ご質問にあります連帯保証人につきましては、大仙市営住宅条例施行規則では大仙市内在住者としておりますが、これまで市内在住者がいない場合は市外にお住まいの方を連帯保証人として認めるなど、ケースバイケースで対処してきております。

次に、保証人を必要としない特例としての財産や持ち家を担保とすることのご提案でありま

すが、先に申しあげましたように持ち家のある方は入居申し込み資格に欠けることとなりますので持ち家を担保とすることはできませんが、他の財産を担保とすることにつきましては市条例の中に特別な事情があると認める者に対しては連帯保証人の連署を必要としないことができると規定されております。その関係上、特別な事情に担保要件が該当するかにつきましては、今後検討を要するものと考えております。

次に、提出書類手続きのサービスについてでございますけれども、状況によりますが、可能な範囲内で支援してまいりたいと考えているところでございます。

次に、市営住宅整備計画についてであります。ご質問にありました昭和48年から52年までに建設した西仙北地区天神前住宅の建て替え計画についてであります。大仙市総合計画実施計画上では、平成28年度からの建て替え計画となっております。

しかし、議員ご指摘のとおり老朽化が激しく、状況によっては一部を他の空き住宅への入居替えや建て替え事業の前倒しを考えることも必要になってくるかと思っております。

また、大仙市では昨年度より「大仙市住生活基本計画」の策定を進めておりますが、この中で市営住宅につきましては、既存の住宅の有効活用や民間賃貸住宅の買い取り・借り上げ、また、PFIの活用、PFIとは建設から民間にお願いするものでございますけれども、PFIの活用など、民間を活用した手法も検討されております。今年度末には策定委員会より報告書が提出される予定でございますので、平成23年度中には議員の皆様に住生活基本計画のご説明をいたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（児玉裕一君） 6番、1つ目の項目についての再質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） まずもってこの子宮頸がんへの市の助成の取り組み、感謝申し上げます。ありがとうございます。

お話の中に、あとご答弁の中にありましたけれども、平成23年度の実施というお話でしたけれども、もし私の聞き違いでしたら申し訳ありませんが、やっぱりこの国が補正で22年度中に始めたという点に思いをいたしましたときに、やっぱり今年度中に手をかけておいてほしいという私たちの切なる思いがありました。一人でもやっぱり子宮頸がんから救いたいという思いがありました。それで、対象が中学校1年から高校1年までとなっておりますが、23年度ですと高校1年生は2年生になってしまうわけで、

これの対象にはならないわけです。それで、どうしてもやっぱり3月議会までもって行って補正するというのは厳しいですし、何とか県なんかは今回、県議会で補正、さらに追加提案という形もとっておりますので、そんな多くはない、啓発作業もしていませんし、このことで子宮頸がんの接種を受けなさいというそういう大きな宣伝もしていませんので、多い数かどうかはわかりませんが、やっぱり今、高校1年生の子供たちが、できれば受けていけば2年、3年になっても、1回今年度中に受けておけば2回、3回目は受けられるということでしたので、そのところどうか酌んでいただけないものかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 杉沢議員の再質問にお答えいたします。

先程答弁の中で、23年度、4月からとはっきり申し上げました。この理由は、どうしてもこれ大事な重要な問題でありますので、きちり準備をして体制を整えてかからないと、できるだけ多くの子供たちといいますか、実施するということになりまして、100%に近い、100%を目指して我々やるということでもありますので、どうしてもきちりその説明をしたり準備を整えたりというそういうことの期間が必要だと思えます。この辺につきましては、大曲仙北医師会ともご協議しながら、やはり予算対応ができたからというスタートの仕方をすると後で問題が、混乱が起きたりする場合もあるというようなご意見も伺いまして、我々としては準備体制をしっかりと整えて、4月からきちりこのヒブ、それから小児用の肺炎球菌も含めて3ワクチンを、非常に重要なものですよという形で体制を整えて実施したいというふうに思っています。

それから、今、県のお話ありがとうございましたけれども、県は実際の当事者ではありませんので非常に大ざっぱに予算対応をすればいいわけですが、我々は実際、このワクチンの重要さというのを考えますと、何とかその理解を深めていただいて、これは強制的にやるわけにもいきませんので、そういう中でやっぱり100%を目指すということを相当準備しなきゃならないだろうということでもあります。ようやくこの国の、あるいは県を含めて財源の手当が決まったばかりといいますか、議会もありますので、県の場合は、ばかりでありますので、その前から我々はいろいろ準備しておりましたけれども、その辺はご理解願いたいと思います。ただ、考え方とすれば、既に様々な財源手当ができるかということをお最後のあれにしておりましたけれども、準備はしておりましたので、いわゆるその経済対策で1月に補正をしていただく議会を開く予定でありますので、その

経済対策でくる様々なこの国の交付金をこうしたものに活用できるのではないかなと思ってしますので、考え方とすれば、この単年度予算ではなくて14カ月ぐらいの予算の中でこの3つのワクチンの問題を解決したいという考え方でおりますので、その辺は調査費ということで準備費用を少し計上させていただいて、啓発的な部分についてはしっかり準備を整えて4月から実施できるようにしたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 6番、この点についての再々質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） ありがとうございます。市長さん、本当にこの子宮頸がんに関しては、ずっと前向きに取り組んでいただいて、本当に感謝の申しようがありませんけれども、私自身はやっぱりこの高校1年生の部分でなかなか引っかかっているのも、まだもし間に合うようであればご検討のほど、お願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 確かにその点も大変重要だと思って、検討の中に入れておりますけれども、今、私も含めて一番心配しているのは、狭間の年代といいますか、我々はきっちり説明していくというのは、それは学校の協力を得なければなりませんので、現在の中学3年生、ここまではきっちり説明したりしていきますけれども、高校生の場合には必ずしも大仙市内だけではなくていろんなところから来ておりますし、あるいはいろんな高校にも行っております。その辺の問題があります。それと、高校1年生ということまで国が補助を、県も補助ということでもありますけれども、それではその2年生、3年生、いわゆる未成年の部分はどうするかという視点が欠けているのではないかなと思っています。少なくとも高校までは、今ほとんど義務教育に近いですし、未成年というような概念で捉えますと、18歳ぐらいまでは今のこの対応をしていくのであれば、何とか市の単独でできないのかなということも一緒に検討しているところであります。できれば年末に県に話してみたいと思っていますけれども、県が動いていただいて、県としてこの狭間の年代、高校を卒業するまで、あるいは高校に行っていない人もいますけれども、その年代まではやっぱり制度の恩恵が受けられるようにしておかなきゃならないのではないかなと思っています。県がもしできないとすれば、市単独でその部分ができないかということで、今、財源の手当を検討しているところでありますので、ひとつ議会の皆様からも、そういう大きな問題を県の方に投げかけていただきたいなとい

うふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

なお、高校の關係でありますけれども、高校を来年の4月、2年生、3年生といふところの數ですが、女生徒で見ますと2年生が438人、それから来年の3年生ですが422人と、860人といふ數字なようです。あとは高校に行つていない方もいらつしゃると思ひますので、この辺のところを若干入れると900人ぐらいのところをもしかすれば市単獨でもやつぱりそういう措置を設けなきゃならないのではないかと思つております。

あわせて、その20歳からの検診と、それからクーポン券の制度、20歳から国として制度化されておりますが、どうしてもそこにも狭間があるわけでありまして。何とかこれを、もし仮に高校生等までいくとすれば、19歳から約2年間の部分、この20歳のところを下に降ろしてこないと全体にならないのではないかなと思ひますので、そういう大きな問題についてもひとつ議會の方からもそれぞれのところに問題提起していただきたいと思ひます。

- 議長（児玉裕一君） 6番、2つ目の項目の再質問はありますか。はい、6番。
- 6番（杉沢千恵子君） 確認の意味も込めてですが、持ち家のある人は入居できないという条項があるということです。これは国の規定ですか、それとも市の規定でしょうか。
- 議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。田口建設部長。
- 建設部長（田口隆志君） 国の規定でございます。
- 議長（児玉裕一君） この点について再々質問ありますか。はい、6番。
- 6番（杉沢千恵子君） そうなつた場合ですね、リバースモーゲージっていうのがあつるんですけども、持ち家を担保にして融資を受けるシステムなんですけども、地方自治体で運営する公的プランと銀行なんかやする民営プランというのがあるんですけども、こういうものにそれを何ていうんだらう、活かしてというか、そういう体制にやつぱりもつていけないものかなという気がしますが、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。田口建設部長。
- 建設部長（田口隆志君） 市営住宅は公営住宅法に基づいて建設させていただいておりますけれども、その条件としましては先程申しました住宅に困窮する方、入居資格として、あと低所得者ということで、国の方の公営住宅法に規定されております。したがいまして、それに対する住宅手当ということで国の方で補助して建てている關係上、あまり広い範囲でのその入居資格を広い範囲に拡大するというのは、法上ちょっとできな

い状況、補助金をいただいている関係でできない状況になっておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（児玉裕一君） 6番、次に3つ目の項目についての再質問はありますか。はい、6番。
- 6番（杉沢千恵子君） 11月26日、国の補正予算が成立した際に、「住民生活に光をそそぐ交付金」という中に、DV対策、自殺予防等の弱者対策とか自立支援というふうにきちんとかう1、2、3の3つの分野に対する取り組みにお金を使ってもいいというのが出ておりますが、この部分です、何とかたくさん活動費をいただきたいと思ひます。人権に關しての部分ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、これはいろんな部分との調整があると思ひますけれども、そのところをちょっとお伺ひしたいと思ひます。
- 議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。
- 市長（栗林次美君） 山王丸副市長から具体的答弁させましたけれども、副市長はDVの相談所の責任者もやりました人でもありますので、十分こうした問題については実態も含めて捉えておりますので、今、議員ご指摘のように今度の交付金の中でそういう問題にも使えるというような要綱もございますので、これ大事な人権の問題でありますので、今活動している皆様とも協議しながら、さらなる活動の強化に向けたというような考え方でこうした交付金を活用した事業というものを組めれば実施していかなくやならないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長（児玉裕一君） 6番、この点についての再々質問はありますか。はい、6番。
- 6番（杉沢千恵子君） 要望ですけれども、一応まず人権という問題に關しては人権擁護委員とか民生委員、民生児童委員、保護司さん、更生保護女性の会の皆さん等々いろんなボランティア活動をしながらこの人権を裏で支えている方々がたくさんいらっしゃいます。一人の人権を守る、大切にするというそういう観点から日夜活動して下さっている方々に、まず感謝申し上げたいと思ひますけれども、やはり市としての支援とかバックアップ、激励等がその方たちの励みになると思ひますので、今後ともどうぞよろしくご支援のほどお願ひ申し上げまして再質問を終わりたいと思ひます。
- 議長（児玉裕一君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は11時5分に再開いたします。

午前10時51分 休 憩

.....  
午前 11 時 04 分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 番後藤健君。はい、3 番。

○3 番（後藤 健君）【登壇】 まっすぐ大仙の後藤健です。ちょっと風邪気味なもので、声がちょっと出にくいこともあるかもしれませんが、今日は3 点ほど、子育てについて、保育について、そして前にもちょっと取り上げさせていただいたんですけれども、自殺未遂者の対策についてを3 点質問させていただきます。

それではまず1 点目、保育の質の向上を目指した保育士の増員による保育士の労働環境の改善についてお尋ねします。

近年、女性の社会進出や核家族化などの社会情勢の変化や経済情勢の悪化による共働き世帯の増加、または雇用・就労形態の多様化によって乳幼児期の子供を持つ世帯からは保育施設の保育時間の延長や休日・夜間保育、または病児・病後児保育などなど多種多様な保育サービスへのニーズが高まってきております。大仙市においても、これらの声は高まっているとのことであり、それら高まる保育サービスに応え、保育制度を充実させることが、子供を持つ親が安心して子育てできる、そういった社会をつくる環境づくりの一助になることではないかと思っているところでございますけれども、今回はそれら制度の面の充実よりも保育の質の観点から質問させていただきます。

心身ともに成長期にある乳幼児に対する保育の質は、その子供の発達に大きな影響を与えと言われております。何をもちて保育の質を評価、判断するかは、保育士と子供の関係や保育カリキュラム、保育士間の連携や施設内の雰囲気などなど種々あるところではございますが、いずれをとってもゆとりを持った保育士の配置がそれらに大きくかかわってくるのではないのでしょうか。もちろんただ保育士の数が多いだけで質の高い保育だと評価できることではありませんが、保育士が少ないということは保育士一人当たりが保育する子供の数が必然的に多くなり、当然にその業務量が増え、労働環境・労働条件の悪化を招くばかりでなく、何より保育士が子供と接する絶対的な時間が少なくなることの意味しているのではないのでしょうか。

このことは大仙市においても、ほとんどの保育園が定員を超える園児を抱える上に、国が定める保育士の配置基準を最低限満たすだけの配置でもって保育に当たっている現状があります。近年においては、時代の変化とともに保育園での保育カリキュラム、保

育園に求められる役割は多岐にわたり、なおかつ深化・高度化されてきており、それに比例して保育士に求められるその職務・職責は、以前に比べて飛躍的に増大しつつも、国で定める子供の数に対する保育士の設置基準は、0歳児が平成10年に子供6人に1人から3人に1人に改正されたものの、1・2歳児については30年以上、4・5歳児については、実に50年もの間、見直されていないとのことであります。

保育士の増員をし、保育士の労働環境を改善することで業務の軽減が図られ、子供一人一人にしっかり向き合い保育に当たれるゆとりを与えることが質の高い保育へとつながり、ひいては子供の発達にも好影響を及ぼすものと考えます。国の基準は国の基準として質の高い保育を実現するために、市として積極的に施策を講ずるべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、親が子育てできる体制づくりと保育サービスとのバランスについて質問させていただきます。

質問をする私としても、少し矛盾といいますか相反する部分を含んでいるかと思いますが、舌足らずな私の意を酌んだ明瞭な答弁をお願いいたします。

今まで申し上げてきたように、保育の質の向上と前段で少し触れました保育サービスの充実は、乳幼児期の発達の点においては当然のこと、現に子育てをしている世帯、そして私もそうなのですが、これから子供を考えている世帯、または第2子、第3子を考えている世帯にとっては、安心して子育てができるかどうかを占う大きな関心事であります。そのような意味においては、少子化対策の点からも看過できない問題であり、市を挙げて取り組むべきことであると思いつつも、同時に私は過度な保育サービスの提供は保育サービスへの依存へつながりかねない危惧をはらんでいるのではないかと感じております。

その現状を少しのぞいてみますと、ただ単に育児から開放されたいがために、または子供に気を取られることなく家事等をこなすために、仕事が休みであっても子供を保育園に預けたり、また同様の理由から保育時間ギリギリまで子供を保育園へ預けたりと、保育サービスに依存している現状は、大仙市においても一部見受けられると聞いております。このことは先に触れさせていただいた保育士の労働環境にも大きな影響を与えることは言うまでもないことであります。もちろん保育サービスに頼ること自体をだめだと言っているわけではありません。冒頭申しましたように、現在の社会情勢、経済情勢においては、保育サービスは必要不可欠なものであり、また、就学前の教育や子育て支援

の面等々においてもその役割は年々期待されているところであります。さらに、近年においては育児ストレスなどにより育児ノイローゼや虐待、ネグレクトにつながるなど、育児を抱え込み過ぎることで及ぼす影響も表面化してきていることも事実であり、その点においてもやはり保育サービスは当然必要なものではあるのではないかとの認識に立っております。

しかしながら、私は特に乳幼児期においては、やはり家族の中で親と少しでも多く触れ合うことが子供にとってはもちろんのこと、親にとっても一番大切なことであり、何にも代え難い子育てではないかと思っております。先程触れました保育の質と子供の発達の部分と似た話になりますが、現にしっかり親と触れ合っている子供とそうでない子供とでは、行動や精神面において相違が見られ、また、将来の人間形成にも大きな影響を与えることが指摘されていることもご承知のとおりかと思えます。つまり、保育サービスに過度に依存せず、なるべく親が主役となって自らの手でしっかり子育てできる環境、もしくは体制をつくるのが、子供の人としての教育にもつながることであり、保育の質の向上とあわせて重要なことではないかと考えますが、その点について市としての見解をお伺いいたしますとともに、その施策の方向性についてお伺いしたいと思います。

一方で保育サービスの充実、またその一方では過度な保育サービスからの脱却との話をさせていただきましたが、最後にこの2つのバランスをいかに保ち、子育て施策を充実させるのか、また、それとも違った方向性を見出しているのか見解をお伺いいたします。

最後に、先の6月定例会でも取り上げさせていただきましたが、自殺未遂者に対する対策についてお伺いいたします。

6月定例会において、私はもっと踏み込んだ自殺未遂者対策をすべきとの質問をさせていただきました。それに対し、できる範囲内で努力はするものの個人情報保護等の観点から、なかなか深くは踏み込めないとの答弁であったと思います。

自殺をしたくて自殺をする人はおりません。何かに極限まで追い詰められた上で、自殺という手段を選ばざるを得ない事情がその人にあるのではないかと思います。確かに至極デリケートな問題であり、どこどかと土足で踏み込めるようなことではありませんが、なぜその人が最後の手段である自殺を選択しなければならないほど追い詰められたのかを解決することで、その人の命が救える可能性が大きいと言えるのではないでしょ

うか。

ところで、ご承知のように秋田県においても自殺未遂者の実態調査をし、その結果を踏まえた上での対策に乗り出すということが今年10月26日付けの新聞等でも報道されております。また先般、秋田市で行われました「自殺対策全国フォーラム」においても自殺未遂者への対策の必要性が指摘されていることはご案内のとおりでございます。

そこで、あえて今回も質問させていただきます。

既遂者の10倍とも100倍とも言われている自殺未遂者に対して、踏み込んだ素早いケアをすることがその後の自殺を防ぎ、自殺を減らす大きな一因になるのではないかと思います。県が自殺未遂者対策に乗り出したとの動きを踏まえて、市としていかがお考えなのか、いかが対応すべきと考えているのか、その方向性だけでもお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（児玉裕一君） 3番後藤健君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 後藤健議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、保育の質の向上についてであります。

共働き世帯の増加や核家族化等により、保育園に子供を預けたい家庭が増加してきており、それに伴って様々なニーズが生じ、これに対応する現場職員の苦労は十分認識いたしております。

このため、保育士の労働環境の向上に資するため、基準以上の保育士を配置できるよう、市では認可保育所に対する助成に力を入れているところであります。

助成の内容につきましては、延長保育のための早番や遅番のための配置や平成17年度からは市単独で障がい児保育のための1対1の保育士を配置し、平成20年度からは支援を要する子供にも市単独で5人に対し1人の保育士の配置をするなどの人件費の助成を行っているところであります。

また、保育士が保育に専念できるよう、用務員も必要に応じて配置しているところであります。

実際これらの助成により、大空大仙では8園で設置基準86人に対し127人、大曲保育会では11園で配置基準116人に対し155人、市の直営3園で配置基準35人に対し57人の保育士を配置している状況にあり、市全体では146%の配置率となっております。

入所児童の定員につきましても市では適切な保育環境を守るため、上限125%を超えないように行っております。

また、保育士の業務は子供に接する時間ばかりでなく、書類作成等の業務もあり、これらについても過重な負担にならないよう時間内にできる体制づくりや省力化の工夫、会議・研修の時間の使い方を園それぞれが工夫して行っているところであり、やむを得ず時間外労働をする場合は手当を支給することとしております。

議員ご指摘のように保育士の労働環境を改善することと保育士自身が研鑽に努めることが質の高い保育につなげることができると考えておりますので、今後も各保育園や保護者の要望、法人との話し合いなどを参考にしながら、可能な限り支援してまいりたいと考えております。

次に、質問の第2点は、子育て環境についてであります。

はじめに、親が自ら子育てできる環境づくりにつきましては、子育ては親や社会が一体となって行うものですが、とりわけその子供の親が主役であることは言うまでもありません。先程申し上げましたように核家族化や大仙市における20代から40代の子育て世代の女性の就労率は70%以上になっていることが示すように、共働き世帯の増加により保育サービスに対するニーズは年々増加しております。

保育園では、その日の様子をお便りや口頭で保護者に伝えており、また、保護者会では読み聞かせの研修会を開催し、絵本の貸し出し等を行い、家庭での親子の触れ合いのきっかけとなるような働きかけも行っております。

また、市では次世代育成支援行動計画に基づき、地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート事業をはじめとする様々な事業を展開しているところですが、家庭での子育てについての悩み事に対する相談体制の整備や気軽に親子で遊びに行ける地域子育て支援センターのような「ひろば」の設置も行っており、その利用促進にも努めているところでもあります。中でも都市再生住宅内にある「まるこのひろば」の利用者は、日を追うごとに増加してきており、子育てに関することで一人で悩まないよう子育てについて語り合える子育て仲間をつくることにも一役買っている状況と伺っております。

次に、保育サービスの充実と親が自ら子育てできる環境づくりのバランスについてありますが、先程申し上げましたように保育サービスにつきましては、あくまでも保育をしたくても仕事や家庭などの都合で保育できない方々のために、一定時間保育園において子供を預かり保育し、子育てのサポートをすることが目的ですので、自ら子育てで

きる環境づくりと相反するものではないと考えております。したがいまして、子供が違和感なく保育園にいることができるよう、保育サービスの充実も図ってまいりたいと考えますし、家庭における子育てに対しても様々な情報発信や親子で過ごせる施設の活用についても、しっかりバックアップしてまいりたいと考えております。

質問の第3点は、自殺未遂者対策についてであります。

本市では、市自殺予防ネットワーク推進協議会による活動をはじめ、分室ごとの相談窓口の開設、定期的な広報による呼びかけ、こころといのちを考える集いの開催や主要施設でのキャンペーンの実施、さらに各地区での心の健康づくりのセミナーの開催や、今月は相談窓口を掲載した携帯カードを全戸配布するなどして自殺の予防に努めているところであります。

また、市政報告でも触れましたが、市が積極的にかかわり、秋田ふきのとう県民運動実行委員会との協賛事業として、専門家による「命の総合相談会」を11月23日から5日間開催していただいたところであります。

しかし、10月末現在で28名の方が自殺で亡くなられており、昨年同期に比較して6名少ないものの依然多くの方々の方が亡くなられております。

議員ご指摘のように、自殺予防関係者によると、自殺者が1人いれば未遂者はその10数倍、100倍は存在するとされ、未遂者は将来的に自殺を図るリスクが高いとの認識はあっても、プライバシー保護に加え未遂者へのアプローチの難しさから、本県においては実態調査やそれに基づく対策は行われておりませんでした。

しかし、このほど県において、医師等で組織する「自殺未遂者支援検討会」を立ち上げ、実数把握や家庭や地域に戻った未遂者を支える体制の構築を目指すこととしたことは、ご案内のところであります。

市といたしましても県の体制整備を踏まえ、その動向を注視し、可能な限り連携を図りながら未遂者に対する踏み込んだ対応について検討していきたいと考えております。

未遂者対策には医療機関の協力が欠かせないと言われておりますので、今後、市の自殺予防ネットワーク推進協議会のメンバーや救急医療機関の医師、ケースワーカー、さらに市保健師等によるケース検討会を開催し、可能な限り情報を共有するとともに、連携を図りながら、家族も含めた相談しやすい環境をつくり出すことや専門機関へつなげる機能の構築に努めるとともに、地域に戻った未遂者のサポートのあり方も真剣に検討するなどして再発の防止に努めたいと考えております。

また、大曲仙北医師会においても、うつ協力医が相談に応じており、市の事業へ協力いただけるとのことでありますので、個人のプライバシーに細心の注意を払いながらも広く協議してまいりたいと考えております。

○議長（児玉裕一君） 3番、1つ目の項目についての再質問はありますか。はい、3番。

○3番（後藤 健君） その保育士のまず増員の、質の観点からその増員のところで、市全体では十分な職員を配置しているというふうな話もあったわけですが、市全体では確かにそうなのかもしれないですが、やっぱり地域によっては子供が少ない地域もありますし、もちろん多い地域もあります。全体の話よりも、特にその子供が多いといえますか、そういった部分の話なんですけれども、やっぱりその、どうしても子供、保育士一人当たりが見る子供の数が多くなる、先程言ったとおりなんですけれども、労働の環境が悪化すると。その労働の環境が悪化することで、もちろん重労働化につながって、ひいてはその保育士さんが辞めたりですとか、なかなかやりたい人が少なくなっているですとか、そういった悪循環を生み出すといいますか、そういったところもあろうかと思っておりますので、全体では確かに百四十何%の配置をしていますという話なんですけれども、もっと個別の部分で考えていただきたいなという思いが一つ、一点ですね。

その国の基準、今その国の基準の話をここでしてもあれなんですけれども、何十年も改正していないという話をしてもあれなんですけれども、やっぱり地域によって、東京と大仙市では社会の情勢も違いますし、地域の情勢も違うんで、保育に対するニーズも違うことだと思うんで、その辺はこの保育士の配置等々についてはですね、やっぱり地域が先頭に立ってそれらのニーズに応えるべきではないかというところで、先程のその全体の話ではなく個別の部分に手をかけてくださいということを一点お願いしたいと思っております。お願いといいますか、その辺お伺いしたいと思っております。

それともう一点、障がい児の保育ですとか手のかかる子供さんに別途人員配置していますということでしたけれども、その辺はあくまでも臨時的な配置ということによろしいのかというところを一点お伺いしたいと思っております。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えいたします。

議員のご質問では、非常に不十分ではないかというような質問の流れになっておりましたので、我々まずできる範囲として最大限この子育ての問題について、今現在できるところをやっていますというような答弁にさせていただきました。

確かにそれぞれの園によってアンバランスはあることは十分承知しております。そういう問題をもう少しきっちり調整しなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、まず全体像をご説明させていただきました。

それから、例えば設置基準、定員との関係につきましても、本来であると定員の取り方、考え方というのは、国の一つの補助金の関係もございますので、一概にあれができない面がありますけれども、ただ、従来から25%以上は多くしてはならないという従来、国の一つの基準を持っておりましたけれども、基準が示されておりましたけれども、そういうのが今なくなったようであります。ただ、我々としては、ここを最低基準として、大仙市としてやっぱり25%以上にならないように、これが一つの大仙市基準としてしっかりしていこうという考え方であります。

これで十分なのかということではありますが、こういう問題につきましては各園、あるいは法人、あるいは運営しているところの皆さんといろいろ話し合いをしながら、各園の状況をできるだけ早く我々もつかむようにしておりますので、そういう中で年度ごとに対応できるものは対応していくということで改善の努力をしてきたところであるということをご理解願いたいなというふうに思います。

それから、臨時、嘱託の関係であります。残念ながらすべてが正職員という形にはなかなかきれいなということもご理解願いたいと思います。ただ、正職員の人を基準にしながら資格者、これは大仙市になってから資格者ということにしていますので、資格者をそれぞれに配置をしながら、そうした中でその方が正職員の採用試験を受けていくというコースを大仙市がかかわっております保育会、大空大仙にはつくっていただいておりますので、そういう形の中で職員の皆さんの身分、やりがいというものを育てていかなきゃならないと思っております。そうしないとレベルの問題、質の向上という問題にいきますと、やっぱり園内での仕事を通じての研修はもちろんありますが、やはり外に出て、あるいは外の関係で研修するという時間もきっちりつくっていかないと質の向上にはつながっていかないと考えていますので、できる範囲でこの職員の人の配置という問題は、保育園と一緒に、法人と一緒に我々は考えていかなきゃならない問題だと思っております。

○議長（児玉裕一君） 3番、この点についての再々質問。はい、3番。

○3番（後藤 健君） 最後に要望みたいになるかと思うんですけども、子供はやっぱり何ていうんですか、その保育士さんに僕は管理される対象ではないと思っているもので、

あくまでも保育士さんと一緒に、共に成長するような保育をしてほしいなということで、なるべくゆとりを持った配置をお願いしているもので、そういった中でその、市長は最初の答弁でもおっしゃっていましたが、時間内にはどうしてもやっぱり保育士さんというのは、子供の世話といたしますか保育の方が中心になってしまう部分が、まずほとんどといたしますか、まさか子供を放っちゃって事務仕事するわけにはいかないの、そういう点でもゆとりを持った配置基準というのは、その後の保育時間外の事務作業、その週の計画ですとか報告ですとか、そういったものの時間に割けるといたしますか、より深い計画等々につながるのではないかというふうな思いもあるもので、その辺最後は要望として1点目終わらせていただきます。

○議長（児玉裕一君） 3番、2つ目の質問の再質問はありますか。はい、3番。

○3番（後藤 健君） 子育ての環境ということで、先程その、保育サービスに頼るその現状ということで、仕事が休みであっても預けたりという、ギリギリまで預けたりという話をさせていただきましたけれども、僕これ個人的な話なんですけれども、こういった傾向というのはこれからどンドンどンドン増えるのではないのかなというふうに思っているわけですし、まずそれが先程壇上でも言わせていただきましたけれども、結局その子供の発達に影響を与え、将来にも影響を与えると、こういった言い方といたしますか例もあまりよくないのかもしれないですけど、やっぱりそういったあまりよくない保育を受けた子供は、やっぱりその将来的、将来の犯罪の発生ですとか、逆にきちんとしたといたしますか質のいい保育を受けた子供に関しては、社会の適応の面であったり、そういった部分でもいい影響を与えるということが言われていることなんで、これはただ単にその、この何ですか、この子育ての面だけでなく、ひいては将来の大仙市のためといえますか、市の人材にも影響を及ぼす問題ではないのかなと思っていますので、その辺を理解していただいて、非常に手厚い子育て施策というのはわかるんですけども、その辺より手厚くしていただければ、ご配慮いただければなというふうな思いで終わります。

○議長（児玉裕一君） 答弁、栗林市長。

○市長（栗林次美君） おそらく後藤議員が心配されているのは、保育園にすべて任せすぎるという傾向があるということだと思います。これは我々も前々から非常に心配しております、保育園ではいろんな形でその保護者の皆さんとの絆を強くして、お便りを出したり、あるいはいろんな形で保護者の皆さんに丁寧に、預けっぱなしにならないよというお話をしているというふうに聞いておりますが、なかなかその辺の表現が強

くできない部分があります。これは親の、保護者の皆さんのやっぱり教育といたしますか  
そういうことだと思しますので、この辺は特に保育園の現場だけでは対応しきれない面  
がたくさんありますので、法人、あるいは運営責任者、そして我々市という立場で、こ  
うした問題の中に入ってやはり保護者の皆さんのやっぱりあの子供を育てる自覚といた  
しますかそういうものを促すような、そういう会などをやっていかなきゃならないものだ  
と思っております。いろいろやっておりますけれども、その辺のところは非常に預けっ  
ぱなし、あるいはその状況というのは、やっぱりそういう表現される場合もありますの  
で、十分注意しながら市も一緒になってその改善策というのに取り組んでいかなきゃな  
らないという認識でおりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉裕一君） 3番、3つ目の質問の再質問はありますか。はい、3番。

○3番（後藤 健君） 自殺未遂者対策について、前回も最後要望で終わらせていただ  
いたんですけれども、この未遂者の対策も含めてなんですけど、やっぱりその自殺の対策と  
いうのは、もちろん自殺を減らすこともそうなんですけども、人の命にかかわることだ  
と思っている、人の命を救うことがまず目的といたしますか、僕はですね、減らすことで  
命が救われるという、同じことなんですけども、減らすということよりも、その人の命  
を救うという観点から、様々経済の問題、健康の問題あることなんですけども、そうい  
った方々に対するその対策というのは、言いかえればその人に対する支援といたしますか、  
につながることはないのかなということだと思っております。確かにその、毎度  
同じ話なんですけども、プライバシーの問題等々ありますけれども、行政にしかできないと  
いたしますか、こともあるのではないかとと思っております。最初に言いましたように、そ  
の人の命にかかわる問題なので、行政としてどこまで踏み込めるのかということ、  
もっとう全面に出して行ってほしいなという思いがあります。検討委員会で医療機関  
の方々等々でその未遂者対策に取り組むということでしたけれども、それはもちろん市  
も連携してという話で、それは非常に僕もありがたいといたしますか是非推進してほしい  
と思っているところなんですけども、例えばその医療機関だけでなく、搬送する機関、  
救急隊の方ですよね。救急隊の方もその自殺未遂者に接するといえますか、そういった  
部分が、すべてが救急車で運ばれるわけではないのかもしれないですけども、その救急  
隊の方もその未遂者に接するという部分で、その辺、市としてどれぐらいその辺に踏み  
込めるのかということをお聞かせ願えればと思うんですが。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）　まず最初に、この市の自殺予防ネットワーク推進協議会、この中に今、議員ご指摘の医師も含め、いわゆる広域消防の救急部門も入って、いろいろこの予防のキャンペーンの中でいろいろやっておりますので、そうした対応については消防の救急の方でしっかり対応できているものと思います。

それから、病気の関係につきましては、先程申し上げましたうつ病に対しては、医師会として協力医の組織ということで、いろいろ今していただいております。あと、いわゆるあの、我々は今、啓発、予防から、それぞれのところで一時的な相談窓口の開設という形の中で、この対応をするところまでこのネットワークがきております。ただ、この専門的な相談というところまではまだいききれておりません。先般、秋田ふきのとう県民運動実行委員会の責任者の一人でおられます袴田さんが直接いらっしやいまして、こういう専門家による命の相談会、是非大仙市で引き受けていただけませんか、共同でやってくれませんかというお話がありましたので、我々は早速協力いたしまして、11月23日から5日間実施していただいたところです。我々のそのネットワークの協議会のメンバーも、ご本人には直接は専門家の方しかお話できないわけですが、相談に来られた方、どういうものなのかということ研修させていただいております。いろんな講演会等でこの専門家集団の皆様のお話を聞く機会はあるんですが、こういう実際どういうふうに行われていくのかという場に接したのは、おそらく我々の協議会のメンバーでも初めてだと思いますし、これからどういう形で、第一義的といいますか、その後二義的な、やや専門家的なものが、あるいはこの自治体のこのネットワークの中でやれるのかということもいろいろこの専門家集団の皆さんとのこういう事業を通じての関係が深まりましたので、我々、相談をかけながら、この地域でどこまでやれるのか、どういう形でやれるのかという、そういう相談するところがしっかりできたというような認識でおりますので、そういう方向でこの専門家集団の皆さんとの関係を大事にしていきながら、指導を受けられるようにしていきたいと思っています。

○議長（児玉裕一君）　3番、この点について再々質問はありますか。はい、3番。

○3番（後藤 健君）　命の相談会の件については、施設の提供、それから広報での告知ということで、市の方でも非常に好意的といいますか協力いただいた面は僕もすごくよかったなと思っているんでお礼を申し上げたいと思います。

また、その未遂者の話になると、やっぱりその、どういった問題でもって自殺をしようと思ったのか、今県警では大仙市ごとの個別の市の未遂者の自殺の理由といいますか、

経済の問題であったり健康の問題であったり、その市単位ではなかなか統計で出してないのか、出さないのか、その辺はちょっと僕も把握してないんですけども、県警なり県の方で出していただければいいのかもしれないんですけども、市として医療機関、先程僕も言いました救急隊の方々等の、実際自殺をされたその現場だとか、その周りの状況等々で大分、なぜこの人は自殺をしようと思ったのかという実態をまず把握することで、その方向性を見出せばなというふうな思いで未遂者の対策に力を入れてほしいという部分がありますので、その辺最後、市長から再三話もいただいていますけれども、最後要望したいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この問題につきましては、県が主導する形で、お医者さんたちを中心とするその自殺未遂者支援検討委員会、この中で専門的な分析をされるのではないかというふうに聞いておりますので、警察から全体に県単位に出てくる情報と、こういうお医者さんがかかわったものとは、またそれぞれ違うということも聞いておりますので、やはりせつかく県単位でできたその専門家集団の検討委員会、支援の検討委員会、ここから様々な情報をいただいたり、あるいは指導をしていただくというスタンスで、まずこの活動を注視してみたいと思いますが、現在のところ我々はそういうふうな考えでおります。

議長（児玉裕一君） これにて3番後藤健君の質問を終わります。

申し上げます。この際、昼食のため、暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開いたします。

午前11時50分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番佐藤隆盛君。はい、4番。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 市民クラブの佐藤隆盛であります。通告時間6分前ということで申し込みまして、最後の質問となりました。そしてまた、昨日は橋村誠議員の組織機構の職員の育成について質問ありまして、実は私もこの質問と類似しているものでございます。私なりに質問させていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まずはじめに、私は二十数年間にわたり弱電製造工場の創設当初から管理者として雇われ、受注、生産、品質、人員管理などの仕事をしてまいりました。従業員わずか6、70人程度の小さな工場でありましたが、そこでいろいろな体験や経験などをさせてもらいました。

生産ラインでは、それぞれの部門での人員の個々の能力配置で生産数量や品質にも大きく左右され、一人一人がその仕事に対していかに責任を持ち、そして横との連携をもとりながら作業をするかでありました。

しかしながら、時には生産量、納期、品質に対して問題も生じたこともあり、その対応・対策として行き着くところは、私も含め従業員の自覚と職場の雰囲気づくりであったと今でも強く感じておるものでございます。

そこで質問いたします。去る12月6日の市政報告の中で、市長は次のように述べております。「市役所の組織機構の再編につきましては、地方分権社会を迎え、地方自治体はみずからの責任において地域社会の実情に応じた独自の施策を実践する必要がある、同時に多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応した施策の展開など、目まぐるしく変化する社会的な要請に応えるため、組織全体として能力向上が求められております。また現在市では、大仙市行政改革大綱実施計画に基づき、適正規模の職員数を目指すとともに職員一人一人の能力を最大限引き出す人財育成プロジェクトを進めており、将来的には行政の簡素化・効率化と、より質の高い市民サービスの提供の双方が実現できる組織機構の再構築が必要不可欠であると認識いたしております。こうした基本的な考えの下、来年度から段階的に組織機構の再編を進めたいと考えており、今次定例会に関連条例の一部改正を内容とした整備条例を上程いたしております。」と述べております。

そこで私は、それに先立ち、平成20年12月定例会一般質問において、明るい職場づくりなどについて山王丸副市長に次のように質問しております。「市民に対して職員の挨拶と対応が十分にできていないため、市民が不愉快な思いをしているという声を聞くことがあります。このような職員の風潮をどのように感じているか伺いたい。そしてまた、市役所とは市民のために役に立つため働く場所というこのようなことを忘れかけてきているのではないか。そして職員のみならず私たち、私も含め、市民から税や負託を持って働かせていただいているということを忘れてはならないとも述べており、また、明るく市民に親しまれる窓口や対応は、女性副市長ならではの守備範囲と考えるが、いかがか伺いたい。」と質問しております。その答弁として、具体策として副市長は、

「職員のマナー向上プロジェクトを立ち上げ、接待マナーマニュアルを完成させ、全職員がこれらを参考に自らの日頃の行動を振り返り、マナー向上に取り組むこととしております。さらに一層職員の意識改革を図りながら、市民の皆様との信頼関係を築けるよう、職員ともども研鑽を重ね、市民に親しまれる市役所を目指して明るい職場づくりに努力してまいります。」と答弁をいただいております。

そこで質問いたしますが、それから2カ年経過した現在、そのマナープロジェクトによるものがどのように変化し、かつどのように検証されているのか、まずお伺いいたします。来年度から段階的に組織機構の再編を進めたいと考えておるようですが、それにあわせて、まずは職員の基本である市民のためという意識改革をしっかりと押し進め、市長の言う、職員一人一人の能力を最大限引き出すことが大事だと考えます。

次に、職員の能力向上について質問いたします。

市長は、組織機構の再編に当たり、職員の一人一人の能力を最大限引き出す人財育成プロジェクトを進めておると述べております。

そこでお尋ねいたしますが、現在のそれぞれ職員の能力なり市民対応をどのように把握しておるのか、また、把握方法もどのようにして行っているのか具体的にお知らせください。

また、職員一人一人の能力を最大限引き出す人財育成プロジェクトとは、どういうことなのかもお知らせお願いします。

私ども議員も合併満6年を迎え、地方分権が進展する中で議会の果たす役割と責任はますます大きくなり、加えて地域主権が進む中で議決機関としての責任を果たすためにも、議会のあるべき姿を再認識するとともに市民にさらに開かれた議会と、一層の活性化を図るため、その規範となるべく議会基本条例と市民の代表としての議員が公平・公正・誠実に活動するための政治倫理条例の制定を来年の9月定例議会までに目的として取り組んでおるところでございます。

組織機構の再編に当たり、効率・能率促進優先に走り、市民のために働くという職員の基本姿勢を失わず、その必要性の再認識を図ることが大事であると思います。とかく合併して市役所や支所、つまり役場が遠くなったと言われる言葉を払拭していただきたいと思います。そのためには職員一人一人が接客の心をどうあらわすかこそが大事であると思います。私は市長の提案理由の中で、職員一人一人の能力を最大限引き出す、または行政の簡素化・効率化と、より質の高いサービスを求めるあまり、行政との結びつ

きの基本である市民に対面する職員の心との両立を失ってはならないということで、あえて質問というより強く要望を申し上げたところでもあります。私も組織機構の再編計画には原則賛成するものでありますが、市長の市政報告の中の抱負にこのことをしっかりと行ってもらいたい、私ども議員もこれらを機として一緒に来年度、新たな気持ちで取り組んでいかなければならないと思い、質問と要望をしたところでもあります。

終わります。

○議長（児玉裕一君） 4番佐藤隆盛君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、明るい職場づくりについてであります。

平成20年度に職員マナー向上プロジェクトを立ち上げ、「接遇マナーマニュアル」を作成し、21年、22年度と各課所のマナーリーダーを中心にマナー標語の募集や掲示での啓蒙活動、また、マナーポケットマニュアルの作成や配付を行い、全職員でマナー向上運動を展開し、明るい職場づくりを目指してまいりました。

その結果、マナーの基本である挨拶、身だしなみ、電話の応対などについて、マナーリーダーの評価では、相手に不快感を与えない応対をこれまで以上に意識するようになってきたという意見が増えてきております。

しかし、内部だけの評価では成果を把握しにくいということもあり、また、全職員のマナーを同じレベルまで上げるためにも外部の意見を聞くことの必要性もマナーリーダーの意見として出されておりました。

そこで、職員のマナーの現状が市民目線でどのように捉えられているかを把握するため、今年度は地域の代表である地域協議会の委員を対象にアンケート調査を実施し、現在その集計作業を行っているところであります。また、このアンケートに基づき、職員を対象としたアンケートも実施予定であり、この2つのアンケートをあわせて分析し、結果を公表することで改めてマナーについて考える機会とするとともに、今後もマナー向上への取り組みを継続し、引き続き市民に親しまれ信頼される職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

質問の第2点は、職員の能力向上についてであります。

はじめに、職員の能力の把握につきましては、これまで日常的に各種協議やスプリングレビュー、各地域における現場視察など様々な機会を捉えてその把握に努めてきたところであります。また、両副市長及び教育長においても同じように取り組んでいること

から、その情報を共有しているところであります。

今後は、さらに今年度新たに導入いたしました人事評価制度の評価シートもその参考にしてまいりたいと考えております。

次に、現在進めている人財育成プロジェクトにつきましては、従来の人事課主導の研修に加え、人材育成の基本であります職場内研修をさらに充実させることを目的とするプロジェクトであります。

昨日、橋村議員の質問にもお答えしておりますとおり、これまでは外部講師を招いての階層別研修、マナー向上プロジェクト及び業務マニュアル研修などを実施してまいりましたが、今回のプロジェクトはこれまでの研修に関する考え方を一歩進めて実施するものであります。

具体的には、山王丸副市長を責任者とし、部長級職員で構成する「大仙市人財育成委員会」を設置いたしまして、今後の人財育成プランの策定、進行管理、成果の検証及び修正を行うものであります。また、委員会で作成された育成プランを具体的に実行するため、各部内に課長級の教育担当職員を置き、職場単位の育成プランの作成、研修の実施及び検証等を実施しながら職員の育成を推進しようとするものであります。

以上です。

- 議長（児玉裕一君） 4番、1つ目の項目についての再質問はありますか。
- 4番（佐藤隆盛君） ありません。2つ目もありません。
- 議長（児玉裕一君） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

- 
- 議長（児玉裕一君） 日程第2、議案第188号から日程第30、議案第216号までの29件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第188号から議案第216号までの29件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

- 
- 議長（児玉裕一君） 次に、日程第31、議案第217号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

お手元の追加の議案書の1ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第217号、損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、公用車の交通事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものであります。

事故の内容につきましては、平成21年8月7日午前11時25分頃、市立大曲病院付近の市道飯田線の交差点において、職員が運転する公用車が自転車を押し、道路を横断中の相手方に衝突し、相手方に骨折などのけがを負わせたほか、相手方の自転車を損壊したものであります。

この度、治療を終え、その後の症状も固定したことに伴い、相手方の治療費など470万9,002円の損害を賠償しようとするものであります。

なお、賠償金につきましては、全額保険金で賄われるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉裕一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

議案第217号は教育福祉常任委員会に付託いたします。

---

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第32、請願第7号から日程第39、陳情第29号までの8件を一括して議題といたします。

本8件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第40、政治倫理条例特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。政治倫理条例に関する調査について、お手元に配付しております政治倫理条例特別委員会委員名簿（案）のとおり、9名の委員で構成する政治倫理条例

特別委員会を平成23年第3回定例会までを調査期限とし設置し、これに付託したいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) ご異議なしと認めます。よって、政治倫理条例に関する調査について、政治倫理条例特別委員会委員名簿(案)の9名で構成する政治倫理条例特別委員会を平成23年第3回定例会までを調査期限として設置し、これに付託することに決しました。

---

○議長(児玉裕一君) 次に、日程第41、議会基本条例特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会基本条例に関する調査について、お手元に配付しております議会基本条例特別委員会委員名簿(案)のとおり、9名の委員で構成する議会基本条例特別委員会を平成23年第3回定例会までを調査期限として設置し、これに付託したいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) ご異議なしと認めます。よって、議会基本条例に関する調査について、議会基本条例特別委員会委員名簿(案)の9名で構成する議会基本条例特別委員会を平成23年第3回定例会までを調査期限として設置し、これに付託することに決しました。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後程ご連絡いたします。

なお、政治倫理条例特別委員会は第3委員会室で、議会基本条例特別委員会は大会議室でそれぞれ委員会を開催いたします。

午後 1時20分 休 憩

.....  
午後 1時54分 再 開

○議長(児玉裕一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長(児玉裕一君) 日程第42、政治倫理条例特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました政治倫理条例特別委員会の委員長及び副委員

長の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

委員長に20番北村稔君、副委員長に4番佐藤隆盛君を指名いたします。

---

○議長(児玉裕一君) 次に、日程第43、議会基本条例特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました議会基本条例特別委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

委員長に5番藤井春雄君、副委員長に3番後藤健君を指名いたします。

---

○議長(児玉裕一君) お諮りいたします。各常任委員会審査のため、12月16日から12月21日まで6日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(児玉裕一君) ご異議なしと認めます。よって、12月16日から12月21日まで6日間、休会することに決しました。

---

○議長(児玉裕一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来たる12月22日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 1時55分 散 会

